

産婦人科の臨床と予期せぬ妊娠

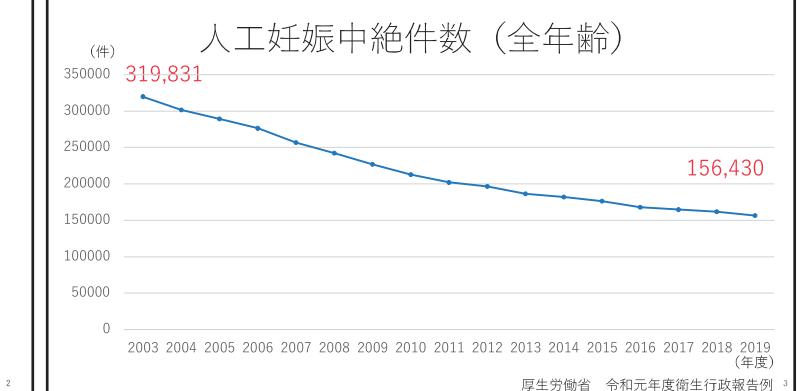
東京女子医科大学産婦人科学講座
水主川 純

妊娠の背景

- 希望した妊娠
 - 予期せぬ妊娠
 - 継続を希望しない妊娠
 - 継続することが困難な妊娠
 - 誰にも相談できない妊娠
 - 妊娠中絶を選択できない状況に置かれた妊娠
- 妊娠に対する思いは時間とともに変化する可能性もある



妊娠の継続について悩んでいる場合は、妊娠を継続した場合と継続しなかった場合に起こり得ることに関する情報が提供され、妊婦本人が意思決定ができるような支援が重要である



人工妊娠中絶

- 母体保護法に基づいて行われ、施行時期は妊娠22週未満である
- 人工妊娠中絶の方法は、妊娠週数により異なる
- 妊娠12週未満
- 妊娠12週以降～22週未満
 - ✓人工的に陣痛を誘発する
 - ✓数日間の入院管理で行う
 - ✓死産届が必要である



妊娠7週

人工妊娠中絶と感情

- 自己肯定の背後に自己否定の感情があり、葛藤を繰り返している
- 自己肯定
- ✓学生なのでまだ子どもをうめない
- ✓胎児はまだ人の形をしていない
- 自己否定
- ✓私が全て悪い
- ✓私は罪な女だ

人工妊娠中絶施行後の対応における留意点

- ・人工妊娠中絶施行後の心理
 - ✓ほっとした
 - ✓胎児への罪悪感
 - ✓次回妊娠に対する不安
 - ✓パートナーとの関係
 - ・まずは本人の気持ちを確認する
 - ✓本人と親の気持ちが対立している場合は、中立な立場で対応することが重要である

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

- ・0歳女児（実母による身体的虐待で死亡）
- ✓実母は女子大生
- ✓公衆トイレの個室で児を出産し、窒息させて遺棄した
- ・0歳児（実母が出産後遺棄）
- ✓実母は未成年
- ✓実母が自宅のくみ取り式トイレで出産した
- ✓実母は家族に知られると怒られると考え、トイレのタンク内に遺体を放置した

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第17次報告

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

- ・心中以外の虐待死亡人数（第1次から第17次報告）：890人

死亡時点の子どもの年齢：0歳	423人 (47.5 %)
主たる加害者：母親	484人 (54.4 %)
死因となった主な虐待の類型	
身体的虐待	534人 (60.0 %)
ネグレクト	258人 (29.0 %)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第17次報告

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

- ・心中以外の虐待死亡人数（第3次から第17次報告）：815人

妊娠期・周産期の主な問題	
予期しない妊娠/計画していない妊娠	225人 (27.6 %)
妊婦健康診査未受診	216人 (26.5 %)
母子健康手帳未交付	165人 (20.2 %)
若年(10代)妊娠	139人 (17.1 %)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第17次報告

妊婦健康診査

- ・母子保健法に基づき、全ての妊婦が妊婦健診を受診することが推奨されている
- ・母体と胎児の健康状態を確認し、周産期異常の予防、早期発見・早期治療を目的とする
- ・特にリスクがない妊婦は、妊娠初期から分娩までに14回程度の妊婦健診受診がすすめられている
- ・医療従事者は妊婦が妊婦健康診査に受診することにより、妊婦との関わりを持つことが可能になる

妊婦健康診査未受診妊婦

- ・妊婦健康診査を受診することがなく、陣痛発来や破水後に医療機関を受診する
- ✓救急医療体制への影響
- ✓分娩予定日不明
- ✓妊娠高血圧症候群、胎児発育不全などの周産期合併症不明
- ✓母子感染や医療従事者への感染リスク
- ✓新生児集中治療室への影響
- ✓医療費支払いや養育に関する問題

妊婦健康診査未受診の背景

- ・妊婦健康診査未受診の背景は多様であり、妊婦は妊娠について周囲への相談や医療機関への受診が困難である
- ✓予期せぬ妊娠
- ✓経済的困窮
- ✓社会的孤立
- ✓Domestic violence (DV)



12

妊娠に関する相談体制

- ・予期せぬ妊娠したかもしれない（妊娠不安）
- ・予期せぬ妊娠をした
- ・妊娠に関する様々な相談窓口が設置されている
- ✓対面相談
- ✓電話相談
- ✓ソーシャルネットワーキングサービスを活用した相談
- ・妊婦が妊娠に関する相談窓口を利用したことを確実な支援の契機にすることが重要である

13

妊娠相談ほっとライン（東京都）

- ・平成26年7月から妊娠に関する相談に看護師などの専門職が応じる事業が行われている



東京都ホームページ 14

妊娠相談ほっとライン（東京都）

- ・ホームページで提供されている情報
- ✓緊急避妊法
- ✓妊娠検査薬
- ✓人工妊娠中絶
- ✓妊娠（妊娠届、妊婦健康診査、公費負担、歯科受診、妊娠中の就労等）

東京都ホームページ 15

妊娠相談ほっとライン（東京都）

相談の受付：電話またはメール



相談内容に応じた居住地の相談先の紹介

- ・相談者自身による相談や医療機関受診が困難と判断された場合
- ✓産科医療機関受診の同行支援
- ✓同行支援を行った際の初回産科受診料の助成

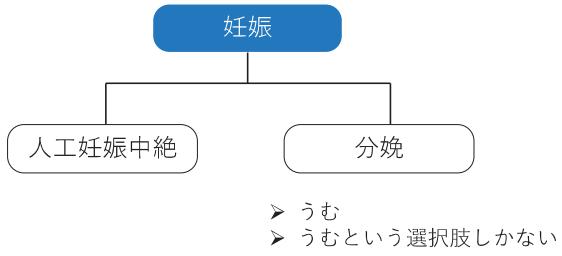
東京都ホームページ 16

予期せぬ妊娠の支援



17

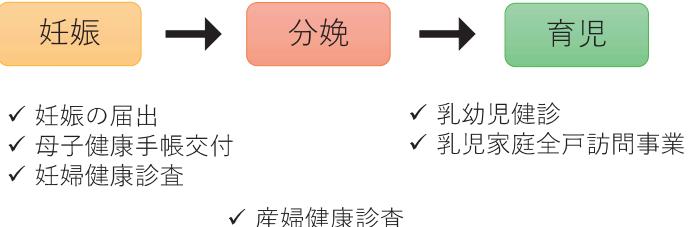
妊娠



予期せぬ妊娠への支援



妊娠婦への切れ目のない支援



特定妊娠

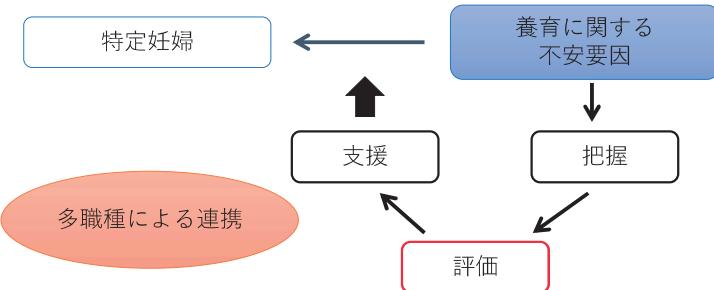
- ・児童福祉法による定義
- ・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠

特定妊娠

- ・支援の必要性を判断するための一定の指標
- ✓ 若年妊娠
- ✓ 経済的問題
- ✓ 妊娠葛藤
- ✓ 母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届
- ✓ 妊婦健康診査未受診等
- ✓ 多胎
- ✓ 妊婦の心身の不調
- ✓ その他

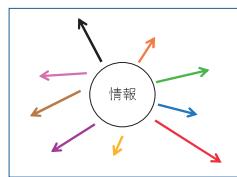
厚生労働省養育支援訪問事業ガイドライン
22

特定妊娠への支援



特定妊婦の支援のための評価

- ・養育に関する不安要因
 - ✓生活（経済基盤、就労状況、居所等）
 - ✓支援者
 - ✓教育
 - ✓養育（養育に関する意向、養育環境等）
- ・多職種による評価が重要である
- ✓客観的評価
- ✓具体的評価



24

特定妊婦の支援

- ・母子保健
- ✓母や子どもの心身の健康の維持
- ・生活支援
- ✓経済的困窮の回避
- ・就労支援
- ・教育支援
- ・養育支援
- ✓孤立化回避、子ども虐待予防

25

特定妊婦の支援

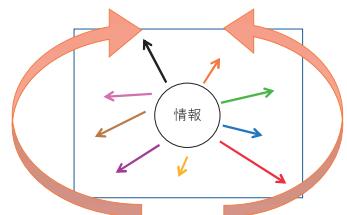
- ・支援に関する情報提供
 - ✓正確性
 - ✓有用性
 - ✓具体性
- ・特定妊婦とその支援者が支援の過程で良好な信頼関係を築くことができず、支援が困難になる状況になる可能性がある
- ・このような状況を回避するための対策を講じ、特定妊婦への支援が継続される体制の確保に努めることが重要である

26

特定妊婦の支援のための連携

- ・特定妊婦の背景や支援過程で生じた状況の変化に応じた支援が重要である
- ・連携は連絡だけでは機能しない
- ・中心的役割を担う部署を明確化する

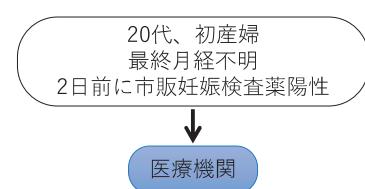
保健 医療 福祉 教育



情報とリスクの共有

27

特定妊婦の支援のための連携



妊娠25週相当

妊娠35週相当

28

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

- ・0歳女児（母子保健施設に入所中に死亡）
- ✓実母は若年妊娠
- ✓母子保健関連部署から「特定妊婦」として支援を受けており、児童相談所に養育不安がある母としての情報提供がされていた
- ✓母子で母子生活支援施設に入所していた
- ✓実母が行方不明となり、かばんに遺棄された乳児が発見された

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第17次報告

29

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

- 0歳女児（実母からとの心中）
- ✓出産後、実母が保健センターへの電話相談で不眠と育児負担を訴えた
- ✓保健師は実母の精神科受診を促し、家庭訪問を拒否されていた
- ✓育児教室への母子の参加を確認したものの翌月母子での心中を図った

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
第15次報告
30

新型コロナウイルス感染症

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、社会全体に大きな影響を与えている
- 社会活動の抑制・停止
- ✓移動制限、密集回避、外出控え等
- 休業・自粛
- ✓社会・経済基盤への影響
- 家庭内生活の変化
- ✓在宅勤務、休校やオンライン講義等に伴うストレス

31

新型コロナウイルス感染症と妊産婦

- COVID-19の感染拡大の影響は妊産婦にも及んでいる
- ✓妊娠中の集団保健指導の中止
- ✓立会い分娩の中止
- ✓入院中の面会禁止
- ✓COVID-19のスクリーニング検査
- COVID-19 pandemicにおける妊産婦への精神的影響
- ✓妊婦はpandemic以前と比較し、ストレス、抑うつや不安等の精神症状が認められた

Berthelot N et al. Acta Obstet Gynecol Scand. (2020)

32

まとめ

- 妊娠・分娩は人生の大きなライフイベントである
- 妊婦に関わる医療従事者と関係機関の職員が連携を図り、それぞれの妊婦の背景だけでなく、社会情勢を考慮しながら、切れ目のない支援が行われる体制が構築されることが望まれる

33